

環境メールマガジン (第7号)

発行日:平成23年12月16日

発行元:野洲市環境経済部環境課

「野洲市環境保全活動推進事業」

電話: 077-587-6003

省エネルギー推進についての法律、滋賀県の条例について

地球温暖化への対応が議論される中、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」とします。）が改正され、平成22年4月1日から施行されました。滋賀県でも、平成23年4月1日から「滋賀県低炭素社会づくりに関する条例」が施行されました。

一方、東日本大震災の津波による東京電力(株)原子力発電所の事故で原子力発電の安全性に疑問が投げかけられ、全国の原子力発電所の定期点検後の再稼働が難しい状況になってきています。特に関西電力(株)は原子力発電の比率が高く、電力供給能力のひっ迫状況が懸念されています。

このような状況下、省エネルギーは、必須課題であり、各事業所では、様々な取組がされています。

ここでは省エネルギーに関する情報を適宜お伝えすることとし、今回は、省エネ法及び滋賀県の条例について紹介します。

1. 省エネ法の改正

1. この法律では、エネルギーを有効に使用することを目的に、エネルギーの大規模使用者に厳しい規制を課しています。
2. 一般の消費者にも、効率のよい機器の採用とエネルギーの有効利用が求めています。

改正された省エネ法の事業場の関する規定は次のとおりです。

1) 事業者単位のエネルギー管理

従来エネルギー管理は、「工場・事業場単位」でしたが、今回の改正では、「事業者全体」に変わりました。

① 定事業者の定義

特定事業者とは、事業者全体（本社、工場、支店、営業所など）の年間エネルギー使用量の合計が、原油換算値で 1,500KL/年以上の事業者を指し、該当する事業者は本社所在地を管轄する経済産業局に届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

② 特定事業者の義務

i) エネルギー管理統括者と管理企画推進者をそれぞれ1名選任して、事業者全体のエネルギー管理を推進しなければなりません。

◎ エネルギー管理統括者等（企業の役員クラス）

◎ エネルギー管理企画推進者（エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士でエネルギー管理統括者を補佐する者）

ii) 定期報告書、中長期計画書を事業者単位で本社所在地を管轄する経済産業局に提出しな

ればなりません。

2) 工場・事業場に係る措置

工場又は事業場に対して、エネルギーの使用の合理化に関する事業者の「判断基準」が告示されており「管理基準」を設定して管理することが求められています。

「判断基準」とは・・・

エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するため、省エネ法に基づいて経済産業大臣が定める基準のことであり（平成21年経済産業省告示第66号）。

「管理基準」とは・・・

事業者がエネルギーの使用を合理化するにあたり、管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置等を行うため自ら定めるマニュアルのことであり。

①第1種エネルギー管理指定工場（エネルギー使用量が原油換算で3,000KL/年以上の工場）では・・・

- i) 判断基準に沿ったエネルギー使用の合理化を行う義務
- ii) エネルギー管理者の選任義務
- iii) 中長期計画の提出義務（特定事業者が提出する報告書に内訳として含める。）
- iv) エネルギー使用状況等の定期報告義務（同上）

②第2種エネルギー管理指定工場（エネルギー使用量が原油換算で1,500KL/年以上3,000KL/年未満の工場）では・・・

- i) 判断基準に沿ったエネルギー使用の合理化を行う義務
- ii) エネルギー管理者の選任義務
- iii) エネルギー使用状況等の定期報告義務（特定事業者が提出する報告書に内訳として含める）

省エネ法にはこのほか、輸送に係る措置、住宅・建築物に係る措置、機械器具に係る措置についての規定があります。

2. 滋賀県の省エネルギーに関する条例

「滋賀県低炭素社会づくりに関する条例」（以下「条例」とします。）

1. この条例は地球温暖化が深刻化する中で、琵琶湖の生態系への影響も懸念されることから健全な経済の発展を図りながら、化石燃料に依存しない低炭素社会を実現することを目的としています。

事業者には、次のことが求められています。

1) 取組みすべき事項

- ① 事業活動におけるエネルギー使用量の把握
- ② 省エネルギー型機器の使用及び機器の効率的な使用
- ③ 冷暖房時の適切な温度設定及び従業員の服装等への配慮
- ④ グリーン購入の推進
- ⑤ 廃棄物の発生抑制等及び廃棄物処理における温室効果ガス排出抑制

2) 事業者行動計画の策定等（義務規定）

- ① エネルギー使用量が原油換算1,500KL/年以上の事業者は、低炭素社会づくりに係る取組み

等に関する「事業者行動計画」を策定し、知事に提出する。

- ② 「事業者行動計画」の実施状況を記載した「事業者行動計画報告書」を作成し、知事に提出する。
- ③ 知事は提出された計画書、報告書を速やかに公表する。
- ④ 中小規模事業者は「事業者行動計画書」を任意に作成、提出することができる。

3) 「事業者行動計画」に定める内容

- ① 計画期間、基本方針、推進体制
- ② 事業者自らが低炭素化のために行う施策（既存建物の建替え・改修等を含む）基準年度の排出量及び削減目標など。
- ③ 他者の低炭素化に関すること
省エネルギー製品の製造やサービスの提供により、それらを利用する人達の温室効果ガスの排出抑制になる取組みや削減される排出量など。
- ④ その他の低炭素社会づくりに寄与する取組み
 - i) 従業員の自動車通勤の抑制や店舗等における利用者の自動車利用を抑制する取組みなど。
 - ii) 再生可能エネルギーの利用、森林の保全整備、グリーン電力の購入など。

この条例の施行は平成23年4月1日です。

しかし、この条例の運用に必要な施行規則が、現在検討中で、推進計画策定などについては、平成24年4月1日までにおいて、規則で定める日から施行されます。

4. おわりに

省エネルギーは、法や条例を遵守するだけでなく、活動を通じたコストの削減、従業員のやる気の増進など、ますます重要な事項となってきました。このことから、今後、必要な情報を適宜提供していきたいと考えています。少しでも皆様方の活動に役立てていただければ幸いです。

「参 考」

＜改正省エネ法に基づく判断基準＞

「判断基準」は基準部分と目標部分で構成されます。基準部分は平成 20 年 5 月の改正省エネ法の公布に伴って、①専ら事務所等に関するもの 8 項目と、②その他の工場等に関するもの 6 項目が規定されました。

目標部分では中長期的にみてエネルギー使用原単位を年平均 1%以上低減させることを目標として努力することを求めています。目標部分についても改正省エネ法では①専ら事務所等に関するものと、②その他の工場等に関するものについて規定しています。

I. エネルギーの使用の合理化の基準

1. 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項
 - (1) 空調設備、換気設備
 - (2) ボイラー設備、給湯設備
 - (3) 照明設備、昇降機設備及び動力設備
 - (4) 受変電設備、BEMS
 - (5) 発電専用設備及びコージェネレーション設備
 - (6) 事務用機器、民生用機器
 - (7) 業務用機器
 - (8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項
2. 工場等(1に該当するものを除く)
 - (1) 燃料の燃焼の合理化
 - (2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
 - (3) 排熱の回収利用
 - (4) 熱の動力等への変換の合理化
 - (5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
 - (6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

II. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1. エネルギー消費設備等に関する事項
 - (1) 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置
 - (2) 工場等(1-1に該当するものを除く)におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置
2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項